

(案)

岩手県内水面漁場管理委員会指示第 号

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、水産動物の保護を図るため、次のとおり指示する。

令和7年 月 日

岩手県内水面漁場管理委員会

会長 佐藤 由也

- 1 指示の内容 オオクチバス、コクチバスその他のオオクチバス属の魚類及びブルーギルを2の区域において採捕した者は、これらをその区域に放してはならない。ただし、内水面漁場管理委員会が認めた者が試験研究の用に供する場合は、この限りでない。
- 2 指示の区域 県内の公共用水面及びこれと接続して一体を成す水面
- 3 指示の期間 令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

委 員 会 指 示 新 旧 対 照 表

旧 (現行)	新 (案)
<p>岩手県内水面漁場管理委員会指示第2号</p> <p>漁業法 (昭和24年法律第267号) 第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、水産動物の保護を図るため、次のとおり指示する。</p> <p style="text-align: center;"><u>令和5年2月28日</u></p> <p style="text-align: center;">岩手県内水面漁場管理委員会 会長 佐藤 由也</p> <p>1 指示の内容 オオクチバス、コクチバスその他のオオクチバス属の魚類及びブルーギルを2の区域において採捕した者は、これらをその区域に放してはならない。ただし、内水面漁場管理委員会が認めた者が試験研究の用に供する場合は、この限りでない。</p> <p>2 指示の区域 県内の公共用水面及びこれと連接して一体を成す水面</p> <p>3 指示の期間 <u>令和5年4月1日から令和7年3月31日まで</u></p>	<p>岩手県内水面漁場管理委員会指示第3号</p> <p>漁業法 (昭和24年法律第267号) 第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、水産動物の保護を図るため、次のとおり指示する。</p> <p style="text-align: center;"><u>令和7年 月 日</u></p> <p style="text-align: center;">岩手県内水面漁場管理委員会 会長 佐藤 由也</p> <p>1 指示の内容 [略]</p> <p>2 指示の区域 [略]</p> <p>3 指示の期間 <u>令和7年4月1日から令和9年3月31日まで</u></p>

## 委員会指示の必要性について

### 1 外来魚の移入

本県にオオクチバス等外来魚が最初に移入されたのは、昭和 50 年代後半といわれている。

その後、県では、平成 2 年に花巻市の三郎堤や盛岡市の綱取ダムなど、6 箇所です正式に生息を確認した。

### 2 令和 6 年外来魚生息状況調査結果

令和 6 年末にオオクチバス・コクチバス・ブルーギル（以下「オオクチバス等外来魚」と称す）の生息が確認されている市町村の数は 17で、令和 5 年末と同数。県内の全生息箇所数は 151 箇所で、新たに 1 箇所増えた。

### 3 他県の対応

現在、同様の委員会指示を発動している県は、本県を含めて 14 県である。

他、滋賀県及び佐賀県が条例で同様の規制を行っている。

### 4 委員会指示の必要性及び指示の期間

- (1) 外来魚の生息数を抑制し外来魚による在来魚種への影響の低減を図るため、引き続きその放流（リリース）を禁止する委員会指示を発動していくこととする。
- (2) 指示の期間は、前回に引き続き 2 年間（令和 7 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日）とする。

### 5 今後の対応

新たな生息箇所が確認される等、外来魚の拡散には今後とも注意する必要があるため、令和 7 年度以降も継続して外来魚生息状況調査を行い、実態把握に努める。

## 委員会指示等に関する主な経過について

### 1 生息の確認（平成2年）

平成2年、県内において、魚食性の強いオオクチバスの生息が確認された。

### 2 県内水面漁業調整規則による移植の禁止（平成5年）

平成5年2月に県内水面漁業調整規則の一部が改正され、オオクチバス等外来魚の移植が禁止された。

【参考】県内水面漁業調整規則（当時）

（水産動物の移植の禁止等）

第32条の2 次に掲げる水産動物（卵を含む。）を移植してはならない。ただし、漁業権の対象となっている当該水産動物を当該漁業権に係る漁場の区域に移植する場合及び移植について知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

（1） オオクチバス、コクチバスその他のオオクチバス属の魚類

（2） ブルーギル

2～10 [略]

その後、特定外来生物による生態系に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号。以下「外来生物法」という。）で上記の移植は規制されたことから、県内水面漁業調整規則第32条の2は削除された（平成21年12月）。

### 3 委員会指示の発動（平成13年～）

上記2の措置にもかかわらず外来魚の生息区域の拡大がみられたことから、当委員会は、その生息数を抑制するため、平成13年1月4日に委員会指示を発動し、採捕した外来魚をその水域に戻すこと（リリース）及び生かしたままでの持ち出しを禁止した。

指示年月日	指示の区域	指示内容		指示の期間
		放流（リリース）禁止	生体持ち出し禁止	
H13.1.4	第五種共同漁業権の設定された漁場	○	○	H13.3.1～H14.2.28
H14.2.22	第五種共同漁業権の設定された漁場 四十四田ダム橋上流端から 宮城県境までの北上川本流	○	○	H14.3.1～H15.2.28
H15.2.28		○	○	H15.3.1～H16.2.29
H16.2.27		○	○	H16.3.1～H17.2.28
H17.2.25		○	○	H17.3.1～H18.3.31
H18.3.7		○	○	H18.4.1～H19.3.31
H19.2.27		県内の公共用水面及びこれと接続して一体を成す水面	○	○
H21.2.27	○		○	H21.4.1～H21.12.3
H21.12.4	○			H21.12.4～H23.3.31
H23.2.25	○			H23.4.1～H25.3.31
H25.3.22	○			H25.4.1～H27.3.31

H27. 3. 17		○		H27. 4. 1～H29. 3. 31
H29. 3. 17		○		H29. 4. 1～H31. 3. 31
H31. 3. 15		○		H31. 4. 1～H33. 3. 31
R3. 3. 26		○		R3. 4. 1～R5. 3. 31
R5. 2. 28		○		R5. 4. 1～R7. 3. 31

#### (1) 平成 14 年における指示の区域拡大の理由

- ア 北上川及びその周辺地域のため池を中心に、生息域の拡大傾向が認められたこと。
- イ 北上川には、漁業権漁場に準じて漁業監視員が配置されていること。

#### (2) 平成 19 年における指示の区域拡大及び指示の期間延長の理由

##### ア 区域拡大

- (ア) 県南部を中心に、広範囲な生息が認められていること。
- (イ) 外来生物法による規制と相まって、一般県民の外来魚に対する認識の高まりが認められること。
- (ウ) 平成 18 年 9 月 29 日に開催された、委員及び関係団体による指示案に関する協議会において、県全域を対象区域とすることが妥当であるとの方向性が示されたこと。

##### イ 期間延長

- (ア) 他県においては、指示の期間が 2 年以上のところほとんどであること。
- (イ) 生息数が短期間で急激に減少することが考えにくいこと。

### 4 ブラックバス等外来魚対策協議会の設立（平成 13 年～19 年）

県では、オオクチバス等外来魚の密放流等の防止や駆除方法などについて協議するため、関係漁協、遊漁者代表、市町村、取締機関及び県で構成する「ブラックバス等外来魚対策協議会」を平成 13 年 1 月 15 日に設立し、外来魚の駆除事業及び防除に関する啓発普及等を毎年度、実施してきた。

### 5 外来生物法の制定による特定外来生物の飼養等の禁止（平成 17 年～）

国は、生物の多様性の確保や農林水産業への被害防止を目的に、平成 16 年に外来生物法を制定し、平成 17 年 6 月 1 日から、オオクチバス、コクチバス、ブルーギル等の特定外来生物（政令で指定）について次のことを禁止した。

- (1) 国内での飼育、栽培、保管又は運搬（飼養等）  
 (※釣りでいう「キャッチアンドリリース」は規制対象外)
- (2) 輸入、譲渡、野外に放つことなど

### 6 委員会指示の見直し（平成 21 年 12 月）

委員会指示で禁止している「生かしたままその区域から持ち出すこと」は、外来生物法第 4 条（飼養等の禁止）で規制されていることから、平成 21 年 12 月 4 日以降、委員会指示では「放流（リリース）」のみを禁止している。

# 令和6年度外来魚生息状況調査結果表

令和6年12月31日現在

No.	市町村名	オオクチバス	コクチバス	ブルーギル	生息箇所の名称	生息箇所数 (A+B-C)	令和5年の生息箇所数 (A)	令和6年の新箇所数 (B)	令和6年に生息が確認されなくなった箇所数 (C)
1	洋野町					0	0		
2	久慈市					0	0		
3	野田村					0	0		
4	普代村		○		普代ダム	1	1		
5	田野畑村					0	0		
6	岩泉町					0	0		
7	宮古市					0	0		
8	山田町					0	0		
9	大槌町					0	0		
10	釜石市					0	0		
11	大船渡市	○			上山1号ため池	1	1		
12	陸前高田市					0	0		
13	軽米町	○			雫谷川ダム	1	1		
14	三戸市	○			佐々木ヶ池	1	1		
15	九戸村					0	0		
16	一戸町					0	0		
17	葛巻町					0	0		
18	岩手町	○			山辺内温水ため池、沼宮内カトリッククラブゴルフ場調整池、一方井ダム、一方井川、北上川	5	5		
19	八幡平市					0	0		
20	滝沢市	○		○	篠木外山ため池、小岩井ため池	2	2		
21	雫石町	○			御所湖	1	1		
22	盛岡市	○	△	○	雫石川、御所湖、四十四田ダム、網取ダム、湯沢地内ため池、手代森地内ため池、小鹿公園内池、北上川、乙部地内農業用ため池、湯沢中央公園内池（2箇所）、諸葛川、 <b>盛岡城跡公園 鶴ヶ池</b>	13	12	1	
23	矢巾町	○			広宮沢地内ため池、北上川、岩崎川	3	3		
24	紫波町	○		○	北上川、一町歩堤、新堤、五郎沼	4	4		
25	花巻市	○		○	大正橋公園内鬼貝沼、田瀬湖、十二丁目沼、中堤、内室堤	5	5		
26	遠野市	○	○		土淵町柏崎地区ため池、土淵町飯豊地区ため池、青笹町青笹地区ため池、猿ヶ石川（綾織地区水路）	4	4		
27	住田町					0	0		
28	北上市	○	△		北上川、新堤、北上川沿いの農業用水路、北上川支流関沢川、入畑ダム、成沢大堤、後堤、弥五郎堤、大堤、和賀川、和賀川支流（夏油川）	11	11		
29	西和賀町					0	0		
30	金ヶ崎町	○			黒沢川、せせらぎ公園の池	2	2		
31	奥州市	○		○	菖蒲沢堤、柳沢ため池、峠森ため池、沢内堤、小堤、籠沢堤、島中堤、馬飼曲大堤、新堤、赤堤、岩堰川、沖沼釣公園、倉ノ下沼、鶺ノ木沼、松ノ木沼、道場川、本城堤、胆沢川	18	18		
32	平泉町	○			花立溜池、北上川、赤羽堤（女石下溜池、女石上溜池、丸森下矢越宇松原ため池、折壁宇宝下地内ため池、津谷川宇向平ため池、若菜沢ため池、萱川場ため池、渡戸地内ため池、北上川、萩荘宇山崎の堤、上寄合ため池、弁天ため池、外山地内ため池、三関大堤、刈生沢川、金流川、城戸脇堤、鷺沢堤、阿惣沢堤、山中沢堤、沢大堤、草堤、夏川、悪法師下堤、悪法師上堤、蛇沢ため池、新堤、中堤、大洞堤、太田沼用排水路、蛇ヶ崎堤、永沢堤、穴沢大堤、駒場堤、深井沢下堤、四左エ門沢堤、藤田長堤、佐野原貯水池、有馬川、鹿野堤、猫の沢堤、沢川調整池、大梨沢ため池、滝沢川出口近くの池、長松ため池、天梅ため池、一ノ関中学校ため池、三関小沢の堤、萩荘細倉のため池、萩荘要害山田のため池、市野々川、久保川、川崎中学校校庭横ため池、大野沢第2ため池、寄合溜池、八森溜池、東中田溜池、泥の木堤、番森堤、西風沢堤、海上堤、割山ため池、大森ため池、金越沢ダム、相川ダム、千松ダム、砂鉄川、長根山霊園脇ため池、大浜第1溜池、千厩川、加妻川、針山ため池、布佐ため池、清水沢堤、黄海川、大平川、二俣川	5	5		
33	一関市	○	△	○		75	75		
合計						151	150	1	0

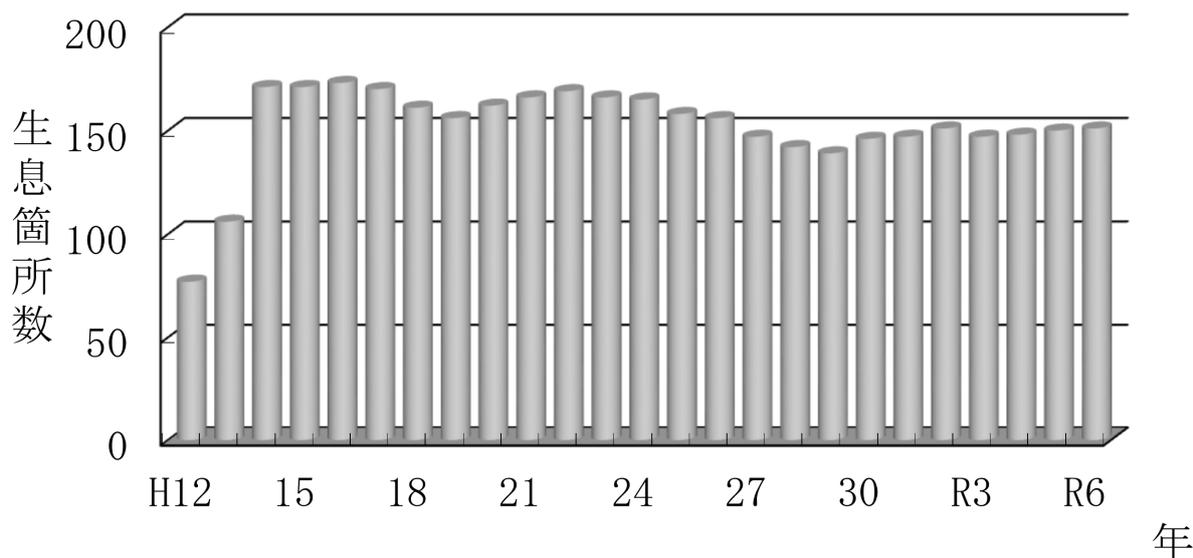
注1 **太字（下線付き）は、新たに生息情報のあった箇所である。**

2 生息箇所について

- (1) 調査対象は、公共用水面（河川、湖沼（ダム含む）、ため池等）とした。
- (2) ダムは、河川とは別にカウントした。
- (3) 北上川本流は、各市町村毎にカウントし、生息情報が複数あっても、各市町村1箇所とした。
- (4) 盛岡市と雫石町に属する御所湖の生息箇所は、両市町で1箇所とした。  
（計算）全生息箇所数 150 箇所 = 市町村計 151 箇所 - 御所湖 1 箇所
- (5) 本表とは別に、令和元年以降に西和賀町でブラウントラウトが確認されている。

3 コクチバス欄の△は、県内水面水産技術センター等の専門家に現物の確認が行われておらず、未確定な情報であることを示す。

外来魚の全生息箇所数の推移 (R6 外来魚生息状況調査)



年	H12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	
全生息箇所数	77	106	171	171	173	170	161	156	162	166	169	166	165	158	156	147	142	139	146	147	151	147	148	150	151	
新たに生息が確認された箇所数										10	13	3	15	7	6	4	4	5	8	2	3	1	4	3	1	
生息が確認されなくなった箇所数 (うち駆除された箇所数)										6	10	6	16	14	8	13	9	8	1	1	1	5	3	1	0	
										(2)	(8)	(3)	(6)	(7)	(6)	(4)	(4)	(3)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)

図表について

- 1 調査対象は、公共用水面(河川、湖沼(ダム含む)、ため池等)とした。
- 2 ダムは、河川とは別にカウントした。
- 3 北上川本流は、各市町村毎にカウントし、生息情報が複数あっても、各市町村1箇所とした。(※1～2)
- ※1 一関市、花泉町、東山町、大東町、千厩町、川崎村、室根村が平成17年9月に合併したため、平成17年度以降、北上川は一関市2箇所とした。
- ※2 盛岡市、玉山村が平成18年1月に合併したため、平成17年度以降、北上川は盛岡市1箇所とした。
- 4 盛岡市と雫石町に属する御所湖の生息箇所は、両市町で1箇所とした。
- 5 平泉町の生息箇所数は、令和元年では3箇所(花立溜池、北上川、赤羽堤)としていたが、令和2年から赤羽堤を女石下溜池、女石上溜池、丸森下溜池の3箇所に整理し、合わせて5箇所に修正したため、令和2年以降の全生息箇所数は令和元年からの増減数とは一致していない。
- 6 本図表とは別に、令和元年以降に西和賀町でブラウントラウトが確認されている。



外来魚の放流（リリース）を禁止する各県委員会指示及び条例制定の状況（令和6年2月現在）

都道府県	対象魚種	放流（リリース）等禁止区域			期 間	放流（リリース）禁止	生体持ち出し禁止	備 考
		全域	一部	禁止区域				
岩手県	全（「オオクチバス、コクチバスその他のオオクチバス属の魚類及びブルーギル」以下同じ。）	○			2年間（R5.4.1～R7.3.31）	○		
宮城県	全	○			3年間（R4.4.1～R7.3.31）	○		
秋田県	全	○			1年間（R6.4.1～R9.3.31）	○		
山形県	全	○			無期限（H29.6.1～）	○		
栃木県	全 チャネルキャットフィッシュ	○			4年間（R5.12.7～R8.12.31）	○		
群馬県	コクチバス	○			14年間（H18.4.1～R6.3.31）	○		
埼玉県	オオクチバス、コクチバス、ブルーギル、チャネルキャットフィッシュ	○			2年間（R6.4.1～R8.3.31）	○		
神奈川県	オオクチバス	○	○	共同漁業権の設定された漁場	1年間（R6.4.1～R7.1.31）	○	○	放流（リリース）は芦ノ湖を除く。
	ブルーギル	○	○			○	○	
	コクチバス	○				○	○	
新潟県	全	○			無期限（H11.12.28～）	○		
	コクチバス	○			無期限（H22.2.4～）	○		
山梨県	オオクチバス	○	○	山中湖、河口湖、西湖を除く。	10年間（R6.1.1～R15.12.31）	○		
	ブルーギル	○				○		
長野県	オオクチバス、コクチバス、ブルーギル	○			無期限（H20.6.1～）	○		H24.4.1～H27.3.31 H27.4.1～H30.3.31 H30.4.1～H33.3.31 R3.4.1～R6.3.31 R6.4.1～R9.3.31 野尻湖のオオクチバス、コクチバスについては解除（理由：野尻湖漁協から申請があり、逸失防止策が講じられていると委員会が認めため。）
岐阜県	ブラウントラウト	○			無期限（H27.4.17～）		○	公共水面への移植も禁止。
広島県	オオクチバス、コクチバス、ブルーギル		○	江の川水系	1年間（R7.1.1～R7.12.31）	○		
鳥取県	全	○			無期限（H24.11.1～）	○		
滋賀県	全	○			条例制定（H15.4.1～）	○		
佐賀県	全	○			条例制定（H17.4.1～）	○		

## 関 係 法 令 【抜粋】

### 1 漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）

（海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会の指示）

**第 120 条** 海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会は、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権（第 60 条第 1 項に規定する漁業権をいう。以下同じ。）又は入漁権（同条第 7 項に規定する入漁権をいう。次条第 1 項において同じ。）の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があると認めるときは、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる。

2～7 略

8 第 1 項の指示を受けた者がこれに従わないときは、海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会は、都道府県知事に対して、その者に当該指示に従うべきことを命ずべき旨を申請することができる。

9 都道府県知事は、前項の申請を受けたときは、その申請に係る者に対して、異議があれば一定の期間内に申し出るべき旨を催告しなければならない。

10 前項の期間は、十五日を下ることができない。

11 第 9 項の場合において、同項の期間内に異議の申出がないとき又は異議の申出に理由がないときは、都道府県知事は、第八項の申請に係る者に対し、第 1 項の指示に従うべきことを命ずることができる。

12 略

（内水面漁場管理委員会）

**第 171 条** 都道府県に内水面漁場管理委員会を置く。ただし、その区域内に存する内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖の規模が著しく小さい都道府県（海区漁業調整委員会を置くものに限る。）で政令で定めるものにあつては、都道府県知事は、当該都道府県に内水面漁場管理委員会を置かないことができる。

2 内水面漁場管理委員会は、都道府県知事の監督に属する。

3 内水面漁場管理委員会は、当該都道府県の区域内に存する内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖に関する事項を処理する。

4 この法律の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。ただし、第 1 項ただし書の規定により内水面漁場管理委員会を置かない都道府県にあつては、当該都道府県の知事が指定する海区漁業調整委員会が行う。

（罰則）

**第 191 条** 第 120 条第 11 項（第 121 条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく命令に違反した者は、1 年以下の懲役若しくは 50 万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

## 2 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（略称：外来生物法）

（平成 16 年法律第 78 号）

（目的）

第 1 条 この法律は、特定外来生物の飼養、栽培、保管又は運搬（以下「飼養等」という。）、輸入その他の取扱いを規制するとともに、国等による特定外来生物の防除等の措置を講ずることにより、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止し、もって生物の多様性の確保、人の生命及び身体の保護並びに農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定向上に資することを目的とする。

（定義等）

第 2 条 この法律において「特定外来生物」とは、海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物（その生物が交雑することにより生じた生物を含む。以下「外来生物」という。）であって、我が国にその本来の生息地又は生育地を有する生物（以下「在来生物」という。）とその性質が異なることにより生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定めるものの個体（卵、種子その他政令で定めるものを含み、生きているものに限る。）及びその器官（飼養等に係る規制等のこの法律に基づく生態系等に係る被害を防止するための措置を講ずる必要があるものであって、政令で定めるもの（生きているものに限る。）に限る。）をいう。

2 この法律において「生態系等に係る被害」とは、生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に係る被害をいう。

3 [略]

注： 特定外来生物に現在指定されている魚類は、次の 26 種である。

- ①ガー科の全種、②ガー科に属する種間の交雑により生じた生物、③オオタナゴ、④コウライギギ、⑤ブラウンブルヘッド、⑥チャンネルキャットフィッシュ、⑦フラットヘッドキャットフィッシュ、⑧ヨーロッパナマズ（ヨーロッパオオナマズ）、⑨カワカマス科の全種、⑩カワカマス科に属する種間の交雑により生じた生物、⑪カダヤシ、⑫ガンプスィア・ホルブロオキ、⑬ブルーギル、⑭コクチバス、⑮オオクチバス、⑯ラウンドゴビー、⑰ナイルパーチ、⑱ホワイトパーチ、⑲ホワイトバス、⑳ストライプトバス、㉑ホワイトバスとストライプトバスが交雑することにより生じた生物（サンシャインバス、パルメットバス、ホワイトロックバス、ストライパー）、㉒ラッフ、㉓ヨーロッパアンパーチ、㉔パイクパーチ、㉕ケツギョ、㉖コウライケツギョ

（飼養等の禁止）

第 4 条 特定外来生物は、飼養等をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

（1）次条第 1 項の許可を受けてその許可に係る飼養等をする場合

(2) 次章の規定による防除に係る捕獲等その他主務省令で定めるやむを得ない事由がある場合

(輸入の禁止)

第7条 特定外来生物は、輸入してはならない。ただし、第5条第1項の許可を受けた者がその許可に係る特定外来生物の輸入をする場合は、この限りでない。

(譲渡し等の禁止)

第8条 特定外来生物は、譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引取り（以下「譲渡し等」という。）をしてはならない。ただし、第4条第1号に該当して飼養等をし、又はしようとする者の間においてその飼養等に係る特定外来生物の譲渡し等をする場合その他の主務省令で定める場合は、この限りでない。

(放出等の禁止)

第9条 飼養等、輸入又は譲渡し等に係る特定外来生物は、当該特定外来生物に係る特定飼養等施設の外で放出、植栽又はは種（以下「放出等」という。）をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 次条第1項の許可を受けてその許可に係る放出等をする場合
- (2) 次章の規定による防除に係る放出等をする場合

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- (1) 第4条の規定に違反して、販売又は頒布をする目的で特定外来生物の飼養等をした者
- (2) [略]
- (3) 第7条又は第9条の規定に違反した者
- (4) 第8条の規定に違反して、特定外来生物の販売又は頒布をした者
- (5) [略]

第33条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- (1) 第4条又は第8条の規定に違反した者（前条第1号又は第4号に該当する者を除く。）
- (2)～(5) [略]

## 1 ブラックバス問題とは？

ブラックバスは、圧倒的な繁殖力や環境への適応力、そして強い肉食性を合わせ持っており、ブラックバスの存在は、日本の湖沼・河川における生態系の頂点に位置することになり、日本在来の水生生物に与える影響は計り知れないものがある。

ブラックバス等外来魚の侵入によって、琵琶湖ではスジエビやモロコ、ニゴロブナ等多くの水産生物が減少した事実などがあり、全国の湖沼・河川において生態系が破壊されつつあるという深刻な問題がある。

## 2 ブラックバス等外来魚とは？

### 《オオクチバス》

原産地：北米大陸

最大体長：60cm

生態：温水性で、流れの緩やかな場所(池や湖沼)に生息する淡水魚。本県の各地で生息しており、春期に水温が15℃付近まで上昇すると産卵期を迎える。卵がふ化するまで雄親魚が産卵床を保護する、特有の繁殖生態を持ち、日本在来の魚種に比べ、極めて強い繁殖力を持っている。肉食性で、魚類、甲殻類、昆虫類、両生類など、生活域を共にする多様な生物を捕食する。岩手県内には1980年代後半に移植されたと考えられており、平成2年に公式に生息が確認された。



### 《コクチバス》

原産地：北米大陸

最大体長：50cm

生態：冷水性で、流れの早い場所(河川の中～上流域)にも生息する淡水魚。外形は、オオクチバスとよく似ているが、オオクチバスに比べ、口が小さいこと(口の切れ込みが眼下まで)や、エラの先端部に白斑があることなどにより判別が可能。産卵期は、オオクチバスに比べ早期であり、卵がふ化するまで雄の親魚が産卵床を保護する、特有の繁殖生態を持っている。肉食性で、主に魚類を捕食する。河川に移植された場合、アユやウグイなどに被害を及ぼすことが懸念されており、岩手県内では令和2年に公式に生息が確認された。



### 《ブルーギル》

原産地：北米大陸

最大体長：25cm

生態：温水性で流れの緩やかな場所(池や沼)に生息する淡水魚。本県の各地で生息しており、産卵期は春期～夏期です。卵がふ化するまで雄の親魚が産卵床を保護する、特有の繁殖生態を持っており、オオクチバスよりも強い繁殖力を持つと考えられている。雑食性で、昆虫類、甲殻類、魚類、魚卵、藻類など、生活環境に適合した幅広い食性を持っている。岩手県内に移植された時期は不明だが、オオクチバスとともに移植された可能性が高いと考えられている。

